

水利施設管理強化事業実施要綱

令和3年3月29日付け2農振第3534号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。このため、水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

2 特別型

特別型は、農業用ダム（一般型の対象となるものを除く。）の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結及び治水協定に基づき実施する取組に対する支援を行う。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 水利施設管理強化計画

一般型の管理強化計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

第5 事業の申請

1 一般型

(1) 一般型を実施しようとする市町村にあっては、管理強化計画を添付した事業採択申請書

を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村の長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和3年度に限っては、令和3年10月末日）までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村にあっては、洪水調節機能強化実施計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村の長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和3年度に限っては、令和3年10月末日）までに、洪水調節機能強化実施計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 事業の採択

地方農政局長等は、第5の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に採択通知書を交付するものとする。

また、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村の長へ採択の決定を通知するものとする。

第7 計画の変更

1 一般型

- (1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の手續に準じて変更を行うものとする。
- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村にあっては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 洪水調節機能強化実施計画の変更を行った市町村にあっては、変更後の洪水調節機能強化実施計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、洪水調節機能強化実施計画の変更を行った市町村長から変更後の洪水調節機能強化実施計画の提出があったとき又は都道府県が洪水調節機能強化実施計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 補助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費及び別表2に掲げる特別型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第9 委 任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

別表 1

一般型の事業費	
ア	<p>多面的機能の発揮に対応した費用</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。</p>
イ	<p>治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設のうち、以下の（1）から（4）までのいずれかに該当する施設の管理に要する費用に 1.75 分の 0.75 を乗じて得た額を上限とする費用。</p> <p>（1）治水協定ダム（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結している農業用ダムをいう。以下同じ。）</p> <p>（2）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定する都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画に位置付けられている施設</p> <p>（3）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき策定する都道府県の水防計画に位置付けられている施設</p> <p>（4）地方公共団体の長と土地改良区等の長が地域の防災・減災のために締結している協定に位置付けられている施設</p>
ウ	<p>その他</p> <p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用。</p>

別表 2

特別型の事業費	
ア	<p>基礎的取組</p> <p>農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。</p>
イ	<p>追加的取組</p> <p>治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用。</p>